

りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド (毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

[2011.5.20]

この目論見書により行うりそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド(毎月決算型)(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)(以下「金融商品取引法」といいます。)第5条の規定により有価証券届出書を平成23年5月19日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成23年5月20日に生じております。

委託会社

[ファンドの運用の指図を行います。]
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号
 設立年月日 平成2年10月18日
 資本金 2,218百万円(平成23年5月19日現在)
 運用する投資信託財産の合計純資産総額
 11,967億円(平成23年3月末現在)

照会先

TEL:03-6736-2350
 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)
 HPアドレス:<http://www.jpmorganasset.co.jp>

受託会社

[ファンドの財産の保管および管理を行います。]
株式会社りそな銀行
 (再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

- ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、左記の委託会社のホームページで閲覧できます。
- 金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、左記の委託会社のホームページに掲載されており、ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されています。
- 請求目論見書は、ご請求により販売会社が交付いたします。
- 請求目論見書の交付をご請求された場合には、その旨を記録してください様お願ひいたします。

- 本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続を行います。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産(投資信託証券 (債券 一般))	年12回 (毎月)	エマージング	ファミリー ファンド	なし

ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。
 HPアドレス:<http://www.toushin.or.jp/>

ご購入に際しては、本文書の内容を十分にお読みください。

1

ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

新興国のソブリン債券(政府または政府機関の発行する債券)を実質的な主要投資対象として運用し、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指すことを目的とします。

「新興国」とは、国内経済が成長過程にあると判断される国のことといいます。

例：ブラジル、ハンガリー、マレーシア、メキシコ、ポーランド、南アフリカ、トルコ、インドネシア、ペルー、ロシア、コロンビア、エジプト、タイ、チリ、フィリピン(平成23年3月末現在)

「政府機関の発行する債券」とは、政府機関により発行され、元本および利息の支払いについて政府保証の付いた債券をいいます。

「配当等収益」とは、ファンドが実質的に受領する債券の利息を主とする収益をいいます。

■ ファンドの特色

1 主に新興国の現地通貨に基づく運用成果が得られる債券を投資対象とします。

ファンドの75%相当以上を新興国の現地通貨に基づく運用成果が得られる債券に投資します。

2 主として新興国のソブリン債券に投資します。

ファンドの20%相当を上限に、ソブリン債券以外の新興国に所在する発行体の発行する債券に投資することができます。

ファンドの35%未満相当を上限に、一つまたは複数の新興国の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債*に投資することができます。

* 反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限ります。投資する仕組債の発行体の格付は、信用リスクを反映しようとする発行体の格付(格付機関が公表するもの)または収益率を反映しようとする債券指数の格付(当該指数の作成者が公表するもの)以上とします。

組入れ債券全体の平均格付は、BB-格^{*1}／Ba3格^{*2}相当以上に維持します。

「格付」とは、債券の元本・利息の支払いの確実性の度合いを一定の指標で表したもので

*1 スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス^{*3}の場合

*2 ムーディーズ・インベスター・サービス・インク^{*3}の場合

*3 当該格付機関のグループ会社を含みます。

《運用プロセス》

① 投資対象国の信用力を分析

各要因に関する情報をもとに、それぞれの新興国について、以下の要素を分析する。

各国個別の要因

グローバル要因

- ◎ 債務を返済する能力
- ◎ 経済改革の進展度合い
- ◎ 総合的な信用力 等

② 国別配分の決定

市場要因

③ 個別債券の銘柄選択

④ ファンドの構築

① 投資対象国の信用力を分析

財政状況、金融政策等の各国個別の要因、および世界経済の成長性、主要国との金融政策等のグローバル要因に関する情報をもとに、債務を返済する能力、経済改革の進展度合い、総合的な信用力等、投資対象国の信用力を分析します。

② 国別配分の決定

分析された各国の信用力に債券の市場価格(利回り)を考慮した上で、各市場への資金の流入出、市場間の連動性等の市場要因を加味して検討し、国別配分を決定します。具体的には、割安と判断する国(信用力から見て利回りが高い国)の債券を多く組入れます。

③ 個別債券の銘柄選択

割安度、流動性等を勘案し、投資銘柄を選定します。

④ ファンドの構築

②および③をふまえ、新興国の現地通貨に基づく運用成果が得られるソブリン債券を中心に、組入れ債券全体の平均格付も勘案し、ファンドを構築します。その際、構築したファンド全体において、信用リスク、金利変動リスク等が適切な水準となるように管理します。

3 毎月19日*の決算時に、配当等収益から分配します。また、年4回(2、5、8、11月)の決算時にボーナス分配を行うこともあります。

ただし、いずれの分配も必ず行うものではありません。

「ボーナス分配」とは、配当等収益からの分配に債券の売買による収益からの分配を付加して分配することをいいます。

*19日が休業日の場合は翌営業日となります。

[分配金お支払いのイメージ図]



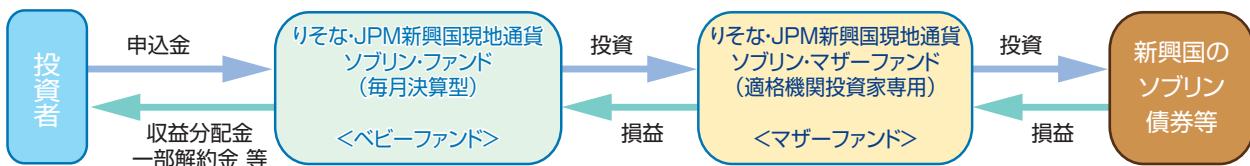
(注)上記は収益分配のイメージ図であり将来の分配を保証するものではありません。

4 原則として、為替ヘッジは行いません。

外貨建ての債券に投資しますが、原則として為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する(円安になる)場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する(円高になる)場合に投資成果にマイナスとなります。

5 ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。



* ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

6 J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(米国法人)に運用を委託します。

「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループのグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

■ 投資の対象とする資産の主な投資制限

- 株式への実質投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

■ 収益の分配方針

- 毎月の決算時に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し、原則として、繰越分を含めた配当等収益から分配金額を決定します。ただし、2、5、8、11月の決算時には、配当等収益に加え、繰越分を含めた債券の売買による収益から分配を行うこともあります。また、必ず分配を行うものではありません。

2 投資リスク

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
投資信託は元本保証のない金融商品です。

■ 基準価額の変動要因

ファンドは、主に新興国の債券に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。

信用リスク

債券の発行体の財務状況の悪化や倒産、所在する国家の政情不安等により、元本・利息の支払いが遅れたり、元本・利息が支払えない状態になった場合、またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が変動・下落することがあります。

金利変動リスク

金利の変動が債券の価格に影響を及ぼします。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。金利変動による債券の値動きの幅は、債券の残存期間、発行体、種類等に左右されます。

為替変動リスク

ファンドは、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動により投資資産の価値が変動します。

カントリーリスク

新興国には以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。

- 先進国と比較して一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、債券や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。
- 債券・通貨市場の規模が小さく流動性が低いため、債券・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。
- 先進国と比較して法規制の制度や社会基盤が未整備で、情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なること、政府当局による一方的な規制導入もあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。
- 税制が先進国と異なる面がある場合や、一方的な税制の変更や新税制の適用がある場合があります。

上記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

■ その他の留意点

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

■ リスクの管理体制

運用委託先では、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック
- 取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェック
- 投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェック

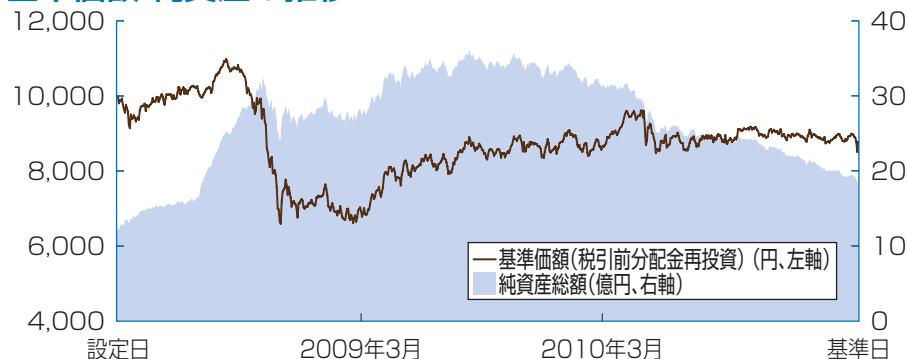
3

運用実績

最新の運用実績は、委託会社ホームページ(<http://www.jpmorganasset.co.jp>)、または販売会社でご確認いただけます。過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日 純資産総額	2011年3月18日 18億円	設定日 決算回数	2008年2月29日 年12回
--------------	--------------------	-------------	--------------------

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
30期	2010年10月	40
31期	2010年11月	40
32期	2010年12月	40
33期	2011年1月	40
34期	2011年2月	40
設定来累計		2,080

*分配金は税引前1万口当たりの金額です。

*基準価額(税引前分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして算出した価額です。

*基準価額(税引前分配金再投資)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

通貨別構成状況

通貨	投資比率 ^{※1}
ブラジルレアル	26.6%
メキシコペソ	14.3%
ポーランドズロチ	13.2%
南アフリカランド	8.1%
米ドル	7.5%
その他	26.1%

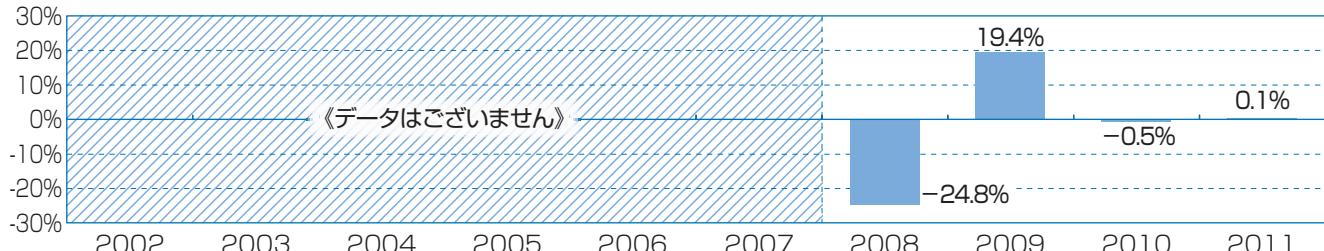
種類別構成状況

種類	投資比率 ^{※1}
国債証券	85.9%
社債券	9.8%
特殊債券	0.1%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	クーポン(%)	償還日	投資国 ^{※2}	通貨	投資比率 ^{※1}
1	ブラジル国債	国債証券	10.00	2014/1/1	ブラジル	ブラジルレアル	13.8%
2	ポーランド国債	国債証券	6.25	2015/10/24	ポーランド	ポーランドズロチ	10.3%
3	メキシコ国債	国債証券	9.50	2014/12/18	メキシコ	メキシコペソ	8.3%
4	ブラジル国債	国債証券	10.00	2013/1/1	ブラジル	ブラジルレアル	5.0%
5	メキシコ国債	国債証券	10.00	2024/12/5	メキシコ	メキシコペソ	4.7%
6	南アフリカ国債	国債証券	10.50	2026/12/21	南アフリカ	南アフリカランド	4.4%
7	ブラジル国債	国債証券	10.00	2017/1/1	ブラジル	ブラジルレアル	4.1%
8	インドネシア国債(CLN)	社債券	—	2020/11/17	インドネシア	米ドル	3.9%
9	ポーランド国債	国債証券	5.25	2013/4/25	ポーランド	ポーランドズロチ	2.9%
10	南アフリカ国債	国債証券	7.00	2031/2/28	南アフリカ	南アフリカランド	2.5%

年間収益率の推移



*年間収益率(%) = {(年末営業日の基準価額 + その年に支払われた収益分配金(税引前)) ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1} × 100

*2008年の年間収益率は設定日から年末営業日、2011年の年間収益率は前年末営業日から2011年3月18日までのものです。

*ベンチマークは設定しておりません。

*クレジット・リンク債(CLN)は、信用リスクを別の債券の信用に結びつけた債券をいいます。

*クレジット・リンク債のクーポンについては、連動先債券の通貨と支払通貨の為替レートの影響を受けて変動するため「-」と表示する場合があります。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

*1 ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

*2 各投資銘柄につき委託会社が判断した投資国に基づいて分類しています。なお、クレジット・リンク債は連動先債券の国情報に基づき分類しています。

4 手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資コース*において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 *収益分配がなされた場合、税金を差し引いた後の収益分配金がファンドに再投資される申込方法です。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める日までに購入代金を当該販売会社にお支払いいただきます。 (購入代金=購入価額×購入口数+購入時手数料(税込))
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。換金時に手数料はかかりません。
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込受付中止日	米国の銀行休業日には、購入・換金の申込受付は行いません。 (注)申込受付中止については販売会社にお問い合わせください。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	平成23年5月20日から平成24年5月17日までとします。 上記期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	以下の事情により基準価額が確定できない場合は、購入・換金申込みの受付を中止することがあり、また既に受けられた購入・換金申込みの取消しができることがあります。 ・有価証券取引市場における取引の停止 ・外国為替取引の停止 ・その他やむを得ない事情
信託期間	無期限です。(設定日は平成20年2月29日です。)
繰上償還	以下の場合に、ファンドが繰上償還されることがあります。 ・ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると委託会社が認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎月19日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	毎月の決算時に委託会社が分配額を決定します。ただし、必ず分配を行いうものではありません。収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払いを開始します。自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料でファンドに再投資されます。
信託金の限度額	5,000億円です。
公告	委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	2月、8月の決算日毎および償還時に委託会社が作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。
課税関係	課税上の取り扱いは、「公募株式投資信託」となります。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

■ ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

以下の費用を投資者にご負担いただきます。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	手数料率は3.675%(税抜3.5%)を上限とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
信託財産留保額	かかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して年率1.8375%(税抜1.75%)がかかります。 信託財産に日々費用計上し、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。 支払先の内訳は以下のとおりです。		
	(委託会社)	(販売会社)	(受託会社)
その他の費用・手数料	年率0.8925% (税抜0.85%) (内、年率0.35%を運用委託先に支払います。)	年率0.8925% (税抜0.85%)	年率0.0525% (税抜0.05%)

(注)上記における「税」は、消費税および地方消費税相当額です。

[税金]

- 税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人の投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収益分配時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して10%(所得税7%、地方税3%)
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%(所得税7%、地方税3%)

(注1)上記は、平成23年3月末現在適用されるものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

(注2)法人の場合は上記とは異なります。

(注3)税金の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)にて確認されることをお勧めいたします。

J.P.Morgan
Asset Management